

市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び 調整控除の額の確認方法

① 「県立高校生徒通学支援事業」の所得要件に該当するかは、基本的に以下のいずれかの証明書（最新のもの）で確認できます。

- ・ 市町村民税・県民税税額決定・納税通知書のコピー
- ・ 市町村民税・県民税課税 非課税 証明書の原本又はコピー

※ 学校にはどちらかの書類を提出してください。

② 「県立高校生徒通学支援事業」の所得要件の算定には、①の書類に記載されている「市町村民税の課税標準額」、「市町村民税の調整控除の額」を用います。これらの証明書の記載は以下のようになっている場合があります。

【課税標準額】			【市町村民税の調整控除額】		
(例1)	(例2) この合計	(例3) この合計			
課税標準額	課税標準額（総合分）	課税総所得金額		市民税	県民税
円	円	円			
	課税標準額（分離分）	上記以外の課税所得金額	調整控除	円	円
	円	円			

【参考：県立高校生徒通学支援事業の所得要件の算定】

以下の計算式により算定した額が、30万4,200円以上の方は支給の対象となりません。

【算定式】

(市町村民税の)課税標準額 × 6% − (市町村民税の)調整控除の額

③ 課税証明書等の様式は市町村によって異なり、「市町村民税の調整控除の額」の記載がない場合があります。

課税証明書等に「市町村民税の調整控除の額」の記載がなく、課税標準額が「509万5千円～706万9千円」の場合、別紙「県立高校生徒通学支援事業に係る課税証明書（補足）」を市町村窓口で発行してもらう必要があります。

※参考：「市町村民税の課税標準額」、「市町村民税の調整控除の額」の記載欄
(鹿児島市の様式の場合)

【自営業者】市町村民税・県民税税額決定・納税通知書（市町村から毎年6月頃送付）

[illegible]

【共通】課税証明書（市町村役場で発行）

令和 年度（令和 年分）市・民税・県民税 所得額・課税額証明書

賦課期日住所
 賦課期日氏名
 生年月日

所得等の内訳	所得金額(円)	所得等の内訳	所得金額(円)	所得控除の内訳	所得控除額(円)	扶養・本人区分等	税額控除額(円)		
						区別	市民税	県民税	
給与収入()				総務省 医療費		同一生計配偶者			
年金等収入()				社会保険料 小規模企業 生命保険料 地震保険料 若附金人 本	() 人 人 人 人 人 人	扶養 特定 その他 16歳未満 障害者 特別障害 その他障害			
以下余白				配偶者 配偶者特別 扶養 基礎		本人			
				所得控除合計(円)					
				課税標準額(総合分)(円)					
				課税標準額(分割分)(円)					
				合算所得金額					

※市町村民税の調整控除の額を確認します。

市民税	(円)	県民税	(円)	年税額	(円)
所得割		均等割			
()		()			

(注意) 所得割及び平税額の()内に金額の記載があるときは、住宅借入金等特別控除額等

※課税標準額を確認します。

納要額

(注意) 証明しない項目には●印が表示してあります。
 市税証第 号
 上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日
 鹿児島市長

吉野統務録
 市税証明専用
 長島鹿
 印市児